

調査基準価格見直し検討

補助金交付 品確法順守を条件化

自民党の公共工事品質確保検討部会（会長・金子一幸）は12月10日にまとめた提言へ「水産の阿波からヒアリン確保に関する議員連盟制（一機部会）は31日、昨の対応を国土交通、農林省に諮る。国交省は、必要

国交省 改善策のポイント

- ＜入札段階＞
 - 調査設計業務などは、プロポーザルに加え4月の公告分から総合評価方式を本格導入
 - ランク別発注、地域要件を継続し、下位等級企業の上位等級への参加
 - 災害協定締結企業の適切な評価とさらなる地域貢献度を評価する手法の導入検討
 - 地元企業を下請けにする場合のインセンティブ（優遇措置）の検討
 - 専門工事部分を評価する総合評価方式の拡大
 - 施工実績データベースに工事成績を追加することと発注者間のデータ共有化
 - 施工体制確認型総合評価方式の試行結果の分析と改善の検討
 - 入札ボンドの拡大
 - 低入札調査基準価格の見直し検討と、失格基準をセットにした新しい低入札調査基準価格を地方自治体へ普及
- ＜片務性の解消へ向けた施工段階＞
 - 三者会議とワンダーレスボンスの拡充・拡大
 - 発注者事由の工事中断で適切に対応するためのガイドライン作成と周知徹底
 - 発注者間協議会と業界団体が協力して、苦情窓口を創設
 - 出来高部分払い工事に対象拡大と施工プロセス検査試行案件の拡大
 - 設計変更ガイドラインの周知を全国展開
- ＜市町村含む各発注者への支援強化＞
 - 補助金交付での公共工事品質確保促進法（品確法）順守の条件化を検討
 - 総合評価方式マニュアルに失格基準併用例を記載
 - 補助事業での総合評価方式の取り組み費用への補助金総額
 - 総合評価の促進へ協議会を活用・機能の強化
 - 全国統一の発注者支援技術者制度の検討
 - ブロック別の支援可能者リストと手続き簡素化事例の配布
 - CM（コンストラクション・マネジメント）の普及・啓発・推進
- ＜地方自治体への要請と不当廃止への対応＞
 - 公共工事入札契約適正化促進法に基づく、失格基準の併用や弊害の恐れがある予定価格の事前公表の廃止など、さまざまな要請
 - 対等な元請下請関係の構築と公正・透明な取引実現へ積極的な講習会の実施
 - 駆け込みホットラインの周知・徹底
 - 不良不適格業者参入の排除へ経営事項審査を見直し、地方自治体が工事実績や工事成績を評価し主観的な評価を導入するためのマニュアル作成

な経費が計上されるよう
低入札調査基準価格の見直しを検討することを目指した。また、補助事業での品質確保を徹底するため、地方自治体の入札・契約制度が公共工事品質確保促進法（品確法）にのっとっていることを補助金交付の条件に設定

する考えも明らかにし
低入札調査基準価格
は、予定価格算出の基礎
となった。▽直接工事費
の20%の割合で定めら
れたのが1998年6月
と20年以上経過している
ことから、経済社会状況
の変化を踏まえて見直し
を検討する。

具体的には、現場管理
費の割合（20%）が適正
か、一般管理費も含めて
算出すべきかなど、必要
な経費が低入札調査基準
価格に計上されるよう見
直す考えで、実現すれば
低入札調査基準価格が引
き上げられることになり
そだ。

一方、品確法の対応を
補助金交付の条件とする
ことは、自治体に総合評
価方式の導入を促すのが
狙い。ただ、実効性をあ
げるために、条件化につ
いて言えば、どのような
工事に総合評価方式を導
入するか自治体で事前計
画書作成を義務づけるな
ど取り組み方針を明確化
させる目的で品確法を改
正する必要がある。

国交省は、調査設計業
務で総合評価方式を4月
から本格導入することも
明らかにし、農水省も同
業務に導入を検討してい
ることを明らかにした。

また、総合評価方式の
導入促進に向けて設置し
ている協議会が、各地方
ブロックによって運営形
態にばらつきがあるた
め、統一化し、機能を拡
充するほか、発注者支援
技術者制度も全国での統
一化を検討する。

品確法制度検討部会

は、1日にも余金を開き
財務、総務、防衛の3省
公正取引委員会からヒア
リングする。

自民党の公共工事品質
確保に関する議員連盟が昨
年12月にまとめた「公共工
事品質確保に関する提言」
を受け、国土交通省が31
日の品質確保検討部会で
「今後の取り組み方針改
善策」は、議決後でなく
建設業界からの問題の解
決へ幅広く対応した形とな
った。

国交省の改善策は、自民
党の地元選出議員から「市
場競争と競争力によって
地元企業の競争力がある
企業は、地域経済の疲
弊だけでなく、地方建設業
界そのものが弱体化しな
いという強い懸念に対して
の対応策を、明確化する委
勢を見せざるを得なかった。

「これは、われわれが指
摘した（地方自治体の予
定価格を事前に公表する問
題に対するゼロ回答）こと
を、国交省に不満の声をあげ
た品質確保検討部会の金子一
機部長に対し、国土交通省
は、従来の「予定価格の事
前公表の弊害が生じた場合
の取りやめへの対応」か
ら、今後は「弊害の恐れが
ある場合にも予定価格の
事前公表の廃止を求めてい
く考えを改めて議論し理解
を求めた。

従来の弊害が生じる場
合では実際に弊害が起る
弊害だけでなく、地方建設業
界そのものが弱体化しな
いという強い懸念に対して
の対応策を、明確化する委
勢を見せざるを得なかった。

一方地方建設業界は、国
の三位一体改革の影響によ
る地方自治体の財政悪化
や総合評価方式を導入せ
ており、今後、提言したメ
ニューをこれら早急に実
現できるか、そのスピード
が求められるというになり
そだ。

国交省は取り組み改善策
のそれぞれについて、着手
する時期の工程表も提示し
た。

国交省 実効性とスピードが課題